

労働基準広報 2015 No.1868

10/11

CONTENTS

特集 ケースで見る最近の年次有給休暇トラブルへの対応 — 6

勤務日数少ないアルバイトであっても年次有給休暇は取得できる

使用者は、①6カ月間継続勤務し、②全労働日の8割以上出勤した労働者——に対し年次有給休暇を与えなければならない。付与日数については、初回到10日が付与され、その後、勤続1年ごとに最大20日を限度として加算される。なお、パートやアルバイトなどについても年次有給休暇は付与されるが、所定労働日数に応じて定められた日数が付与される。本特集では、年次有給休暇について、問題となることが想定されるいくつかのケースを紹介する。

(編集部)

●取材シリーズ/人事大事の時代<事例編>⑩ — 18

社員の活力増進を目指す「健康経営」を掲げる 残業削減など「働き方改革」が大きく前進

～SCSK株式会社～

SCSK株式会社では、平均月間残業時間20時間以内、年休20日取得を目標に「スマートワーク・チャレンジ20」を展開している。部門別の達成状況を月2回役員会でレビューし、議事録を社内ポータルで配信して全社員に公開している。また、社員の健康増進のため「行動記録」等によるマイレージ制を導入して、好成績者にはインセンティブを支給している。

●転ばぬ先の労働法(紛争予防の誌上ゼミ) — 36

第26講 ワークルール教育の現状と目的

紛争顕在化までは「狭義の教育」 顕在化後は「支援」の側面が重要に

(北海学園大学法学部准教授・弁護士 浅野高宏)

●NEWS ————— 1

(厚労省・28年度予算の概算要求まとめる)過労死防止・過重労働解消対策に73億円/女性活躍推進法が成立)規模300人超企業に女性登用の数値目標を義務化/厚労省・26年雇用動向調査結果)入職率が3年連続上昇し1.8ポイント入職超過に/ほか

●解釈例規物語⑳ ————— 28

第37条関係

割増賃金の基礎から除外される賃金 —その1—「住宅手当」

(中川恒彦)

●労務資料 平成26年度雇用均等基本調査結果①～企業調査～ — 41 ●連載 労働スクランブル⑳ (労働評論家・飯田康夫) — 46 ●わたしの監督雑感 北海道・札幌中央労働基準監督署第三方面主任監督官 阿部香矢 — 54

●労務相談室だより — 56

労務相談室

回答者

労働基準法 [災害に備え試験的に徒歩で出勤] 徒歩出勤の時間は労働時間か	48	弁護士・荻谷聡史
社会保険 [10月1日入社の方が同月20日に退職] 年金保険料の支払い必要か	50	特定社労士・大槻智之
紛争・訴訟 [改正特許法が成立し1年以内に施行] 実務への影響は	52	弁護士・山口毅

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内